

処遇改善等加算の一本化について

令和7年度、事務手続の簡素化等の観点から、処遇改善等加算が見直されました。

旧来の3つの加算を一本化した上で、基礎分・賃金改善分(ベースアップ等)・質の向上分(リーダー層の改善)の3区分に整理。併せて配分ルール of 簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用の促進が図られました。

本項では、処遇改善等加算の一本化についてまとめています。

処遇改善等加算の一本化の体系

これまで、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが設けられてきましたが、複雑化した制度に対するわかりにくさの解消と、手続き・事務負担の軽減を主な目的として、令和7年度より「処遇改善等加算」として一本化されました。

■ 公定価格分

基礎分 : 区分1 (旧加算Ⅰの基礎分)

賃金改善分: 区分2 (旧加算Ⅰの賃金改善要件分及びキャリアパス要件分+旧加算Ⅲ)

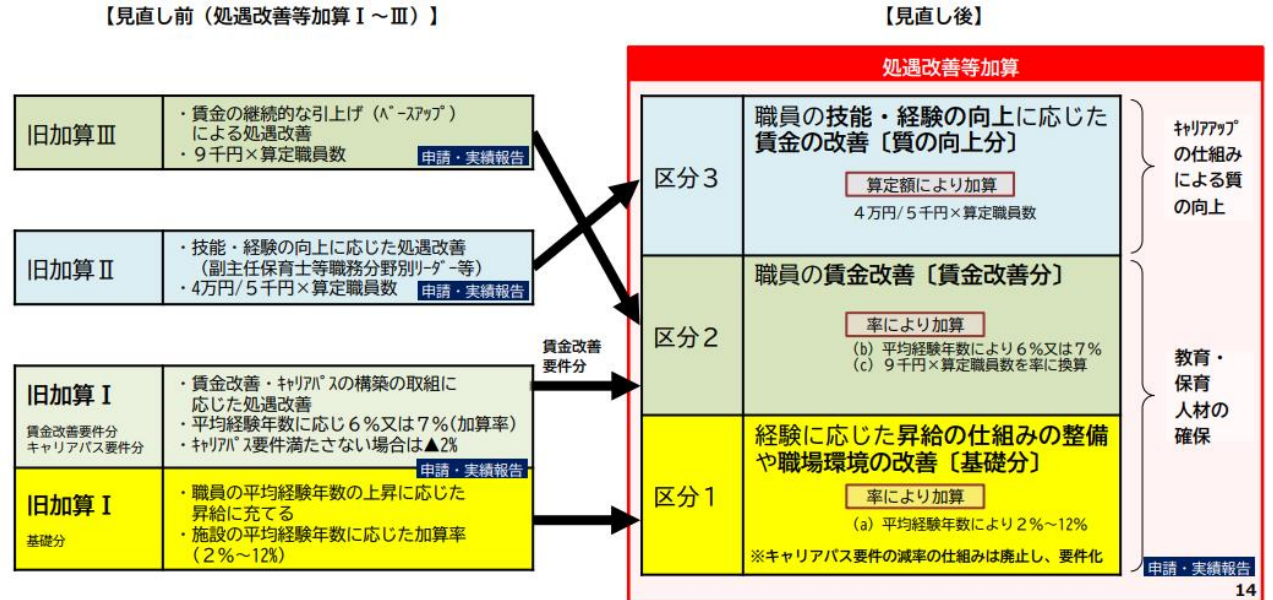
質の向上分: 区分3 (旧加算Ⅱ)

■ 市加算分

市処遇Ⅲに市処遇Ⅰの賃金改善分が追加されました。

賃金改善分: 市処遇Ⅲ + 旧市処遇Ⅰ 賃金改善要件分

質の向上分: 市処遇Ⅱ



配分ルールについて

- ・【区分3(質の向上分)】=従来の処遇改善等加算Ⅱの配分ルールについて柔軟化
⇒月額4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることとしていた要件を撤廃。
- ・【区分2(賃金改善分)】=従来の処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)と処遇改善等加算Ⅲを統合したものについて、支給要件を整理。
⇒「区分2(賃金改善分)」と「区分3(質の向上分)」の合計額について、加算額の1/2以上が基本給・決まって毎月支払われる手当によるものとする。

	現行	見直し後
配分対象者・配分方法(加算Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・①副主任保育士、職務分野別リーダー等の職位の発令等を受けていること②経験年数や研修の修了を要件 ・4万円を支給する副主任保育士等が一人以上いることが要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たす職員数が実際にいることを要件として、年度内に研修修了を受けていること、副主任保育士・専門リーダー等の職位を受けていることを要件に配分対象として認めるなどの柔軟化を図る。 ・当該要件を撤廃し、一人4万円を超えない範囲で施設の判断により柔軟な配分を可能。
賃金改善(加算Ⅰ～Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・加算Ⅰ(賃金改善分)→基本給、手当、賞与又は一時金等により改善 ・加算Ⅱ→基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善 ・加算Ⅲ→2/3以上は基本給・決まって毎月支払われる手当により改善 	<p>「賃金改善分」と「質の向上分」の合計額については、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する(賃金改善の方法を統一)。</p>

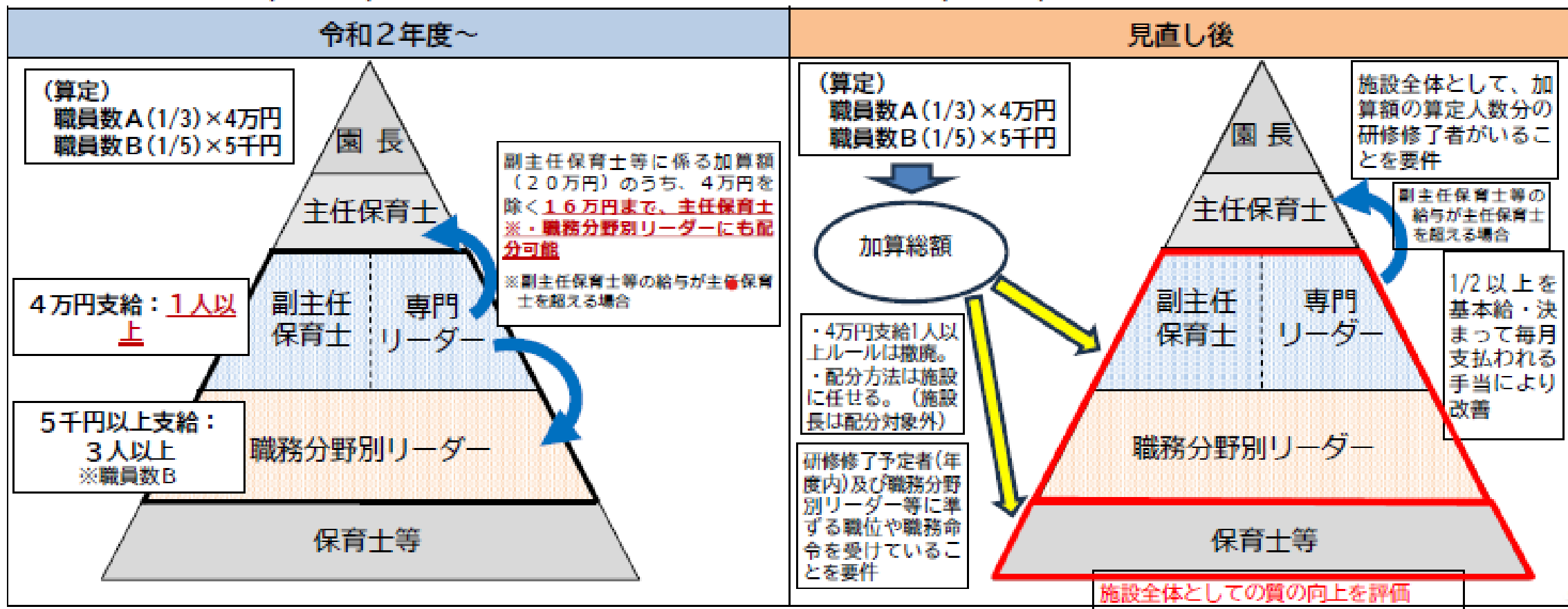
令和7年度限定の経過措置。令和8年度以降は、4月1日時点での研修修了数で判断します。

- ・【市処遇】
⇒市処遇Ⅲ及び賃金改善加算率分を併せた加算による改善額のうち、1/2以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善します。

区分3の配分ルールについて

・加算額の算定方法及び全額賃金改善に充てる要件は従来と同様

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
 4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



賃金改善の確認方法について

- ・加算をまとめて確認する介護分野の賃金改善の取扱いを踏まえた確認方法に見直し
 - ⇒○「区分2」と「区分3」をまとめた加算総額で賃金改善額を確認する
 - 新規事由の有無による確認を見直し
 - 加算額等の影響を除いた賃金水準で比較し、児童数や加算額の減、施設独自の改善額の影響を比較から除く
 - 「特別事情届出書」を設け、労使の合意の下で起点となる賃金水準を「必要最小限な範囲」に引き下げる特例措置を認める

	保育分野（現行）	介護分野	対応方針
①賃金改善の確認方法	支払賃金が起点賃金水準を下回っていないこと、新たに加算を取得した場合は加算額が賃金改善に充てられていることを確認	①加算額以上の賃金改善となっていること、 ②加算以外の部分で賃金水準を下げないことの確認を行う	介護分野と同様に見直し
②基準年度の賃金水準（総額）の考え方	加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、基準年度に適用されていた算定方法に基づく賃金水準	加算当年度の全ての職員の前年度の賃金の総額（実績）	介護分野と同様に見直し
③定期昇給額の特定	加算Ⅰの基礎分（定期昇給分）で対応し賃金改善額に含めていないため、特定していない。	賃金改善額に含めているため、特定していない。	賃金改善額に含めず、金額の特定を行う。
④施設独自の改善額	－	初めて処遇改善加算を取得した年度以降で、加算等の加算額を超えて実施した賃金改善額を前年度の賃金水準から除く。	介護と同様に見直し

※加算当年度の人件費改定相当分（主に人勤）や前年度の加算残額の支出は従前どおり確認を行う。

引用：処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について
（こども家庭庁成育局保育政策課）

賃金改善の確認方法のイメージ

	見直し前 (処遇Ⅰ～Ⅲそれぞれ)	見直し後 (処遇Ⅰ～Ⅲ共通)	
	新規事由無しの場合	新規事由の有無に関わらない	
イメージ図	<p>(処遇Ⅰ)</p> <p>※1.加算当年度の職員の支払い賃金(実績)。加算Ⅰによる改善額を含んでいる。加算Ⅱ・Ⅲが新規事由無しの場合は加算Ⅱ・Ⅲによる改善額を含む。 ※2.基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額※2</p>	<p>※加算額等の影響を除いた確認方法に見直し ※加算Ⅰ(賃金改善要件分)～Ⅲは見直し後の処遇改善等加算の賃金改善分、賃の向上分に相当</p> <p>① 現年度の賃金総額</p> <p>② 基準年度の賃金総額</p>	
	<p>(処遇Ⅱ)</p> <p>※3.加算Ⅰや加算Ⅱによる改善額を含んでいる。</p>		<p>③ 定期昇給相当額 (基準年度の昇給率からの昇給分)</p> <p>④ 加算による改善額等の影響を除いた現年度の賃金総額 (全職員)</p> <p>⑤ 加算額等の影響を除いた基準年度の賃金総額 (現年度の全職員分)</p>
	<p>(処遇Ⅲ)</p>		
<p>※3.加算Ⅰや加算Ⅱによる改善額を含んでいる。</p>			
事務ポイント	<p>加算Ⅰ～Ⅲそれぞれで賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰは起点賃金水準と比較し、下回った場合は加算残額として支払う。</p> <p>②加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を賃金改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>③加算Ⅰ～Ⅲのそれぞれで現年度の賃金総額と起点賃金水準との比較を行う。加算Ⅱは加算Ⅱの対象者で比較を行う。</p>	<p>加算Ⅰ～Ⅲまとめて賃金改善の確認を行う。</p> <p>①加算Ⅰ(賃金改善要件分)・加算Ⅱ・Ⅲの加算額分を加算による改善額として、対象者と額、賃金改善方法を決定し、配分する。</p> <p>②加算による改善額や定期昇給相当額、人件費改定相当分を除いた現年度の賃金総額と基準年度の加算額や施設独自の改善額を除いた基準年度の賃金総額との比較を行う。</p>	

引用: 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について (こども家庭庁成育局保育政策課)